

令和2年第3回 邑南町議会臨時会（第1日目） 会議録

1. 招集年月日 令和2年5月12日（令和2年4月27日告示）
 2. 招集の場所 邑南町役場 議場
 3. 開 会 令和2年5月12日（火） 午前11時48分
 閉会 午後0時57分

4. 応招議員

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大和 磨美	2 番	瀧田 均	3 番	平野 一成	4 番	和田 文雄
5 番	宮田 博	6 番	漆谷 光夫	7 番	大屋 光宏	8 番	中村 昌史
9 番	日野原 利郎			1 1 番	辰田 直久	1 2 番	亀山 和巳
1 3 番	石橋 純二	1 4 番	三上 徹	1 5 番	山中 康樹		

5. 不応招議員 なし

6. 出席議員 14名

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大和 磨美	2 番	瀧田 均	3 番	平野 一成	4 番	和田 文雄
5 番	宮田 博	6 番	漆谷 光夫	7 番	大屋 光宏	8 番	中村 昌史
9 番	日野原 利郎			1 1 番	辰田 直久	1 2 番	亀山 和巳
1 3 番	石橋 純二	1 4 番	三上 徹	1 5 番	山中 康樹		

7. 欠席議員

議席	氏 名						

8. 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	石橋 良治	副 町 長	日高 輝和	総務課長	三上 直樹
管財課長	小畑 芳秋	地域みらい課長	田村 哲	財務課長	白須 寿
町民課長	渡邊 庸子	福祉課長	小笠原 誠治	農林振興課長	大賀 定
商工観光課長	寺本 英仁	建設課長	上田 修	水道課長	三上 和彦
医療政策課長	口羽 正彦	保健課長	土崎 しのぶ	会計課長	上田 康典
羽須美支所長	井上 義博	瑞穂支所長	洲濱 浩敏		
教 育 長	土居 達也	学校教育課長	高瀬 満晃	生涯学習課長	大橋 覚

9. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 柳川 修司 事務局調整監 小形 めぐみ

10. 町長提出議案の題目 別紙のとおり

11. 会議録署名議員の氏名

議席	氏 名	議席	氏 名
1 4 番	三上 徹	1 番	大和 磨美

12. 本日の会議の大要は別紙のとおりである。

令和2年第3回邑南町議会臨時会議事日程

令和2年5月12日（火）午前11時40分開会

開会、開議宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案の上程、説明、質疑、討論、採決

議案第58号 専決処分の承認を求めることについて
(邑南町消防団員等公務災害補償条例の一部改正)

議案第59号 専決処分の承認を求めることについて
(邑南町固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

議案第60号 専決処分の承認を求めることについて
(邑南町税条例等の一部改正)

議案第61号 専決処分の承認を求めることについて
(邑南町国民健康保険税条例の一部改正)

議案第62号 専決処分の承認を求めることについて
(指定管理の期間変更)

議案第63号 専決処分の承認を求めることについて
(令和元年度一般会計補正予算第8号)

議案第64号 専決処分の承認を求めることについて
(令和元年度国民健康保険事業特別会計補正予算第6号)

議案第65号 専決処分の承認を求めることについて
(令和元年度国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第4号)

議案第66号 専決処分の承認を求めることについて
(令和元年度後期高齢者医療事業特別会計補正予算第4号)

議案第67号 専決処分の承認を求めることについて

(令和2年度邑南町一般会計補正予算第1号)

議案第68号 邑南町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

議案第69号 邑南町税条例の一部改正について

議案第70号 邑南町国民健康保険条例の一部改正について

議案第71号 財産の取得について
(小型動力ポンプ付積載車購入)

議案第72号 令和2年度邑南町一般会計補正予算第2号について

議案第73号 令和2年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号について

令和2年第3回 邑南町議会臨時会(第1日目) 会議録

【令和2年5月12日(火)】

—— 午前11時40分 開会 ——



開会宣告

●山中議長(山中康樹) おはようございます。ただ今から、令和2年第3回邑南町議会臨時会を開会いたします。



開議宣告

●山中議長(山中康樹) これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。



日程第1 会議録署名議員の指名

●山中議長(山中康樹) 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。14番三上議員、1番大和議員、お願いをいたします。



日程第2 会期の決定

●山中議長(山中康樹) 日程第2、会期の決定を議題といたします。お諮りをいたします。本臨時会の会期は、本日5月12日の1日限りといたしたいと思っております。これにご異議はありますか。

(「異議なし」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日5月12日の1日限りとすることに決定をいたしました。



日程第3 議案の上程、説明、質疑、討論、採決
(議案の上程)

●山中議長（山中康樹） 日程第3、議案の上程、説明、質疑、討論、採決に入ります。
議案第58号、専決処分の承認を求めることについてから、議案第73号、令和2年度邑南町
国民健康保険事業特別会計補正予算第1号についてまでの16議案を一括上程いたします。提
出者からの、提案理由の説明を求めます。

~~~~~○~~~~~  
(提案理由説明)

○石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） 議案第58号から議案第61号までの提案理由をご説明申し上げ  
ます。まず、議案第58号、専決処分の承認を求めることについてでございますが、これは、  
関係法令の改正に伴い、邑南町消防団員等公務災害補償条例の一部改正を専決処分したもので  
ございます。次に、議案第59号、専決処分の承認を求めることについてでございますが、こ  
れは、関係法令の改正に伴い、邑南町固定資産評価審査委員会条例の一部改正を専決処分した  
ものでございます。次に、議案第60号、専決処分の承認を求めることについてでございます  
が、これは、地方税法の改正に伴い、邑南町税条例等の一部改正を専決処分したものでござい  
ます。次に、議案第61号、専決処分の承認を求めることについてでございますが、これは、  
関係法令の改正に伴い、邑南町国民健康保険税条例の一部改正を専決処分したものでございま  
す。以上、詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明させますので、よろしくお願いま  
す。

○三上総務課長（三上直樹） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 三上総務課長。

○三上総務課長（三上直樹） 議案第58号につきましては、非常勤消防団員等に係る損害  
補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が、令和2年3月27日に公布され同年4月1  
日から施行されることに伴い、同年3月31日に専決処分により改正したものでございます。  
改正内容につきましては、新旧対照表に基づいてご説明いたします。新旧対照表をご覧ください。  
6分の1ページ、補償基礎額の第5条第2項第2号で現行8,800円を改正後8,900  
円に、また本ページの最後から次の6分の2ページにかけて、1万4,200円を超えない  
範囲内においてこれを増額した額と規定しています。6分の5ページ、別表の補償基準額表を  
ご覧ください。階級と勤務年数ごとに補償基礎額の改正案を示してございます。6分の3ペ  
ージに戻っていただきまして、第3条の4第5項第2号以降の、法定利率を年5%とする規定の  
改正につきましては、平成29年の民法改正により、市中の金利動向に合わせて法定利率が変  
動する仕組みが新たに導入され、令和2年4月1日から施行されることに伴い改正したもので

ございます。主な改正に関する説明は、以上でございます。

○白須財務課長（白須寿） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 白須財務課長。

○白須財務課長（白須寿） 議案第59号、専決処分の承認を求めることについて、邑南町固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてご説明いたします。この度の改正は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正が施行されたことに伴いまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき3月31日に専決処分により改正したものでございます。新旧対照表1ページをお開きください。（書面審理）第6条第2項及び（手数料の額等）第10条第1項とも、法律の題名が「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に改められたことによるもの及び関係する規定の整備によるものでございます。改正文の附則の方でございますが、改正条例の施行期日を公布の日からとしております。続いて、議案第60号、専決処分の承認を求めることについて、邑南町税条例等の一部改正についてご説明いたします。この度の改正は、令和2年度税制改正の大綱による地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布され、このうち4月1日から施行されたものにつきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき3月31日に専決処分により改正したものでございます。それでは、新旧対照表に基づいて、改正の要旨をご説明いたします。新旧対照表1ページをお開きください。改正文第1条による改正でございます。改正後をご覧ください。（個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）第36条の3の2及び（個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）第36条の3の3は、給与所得者及び公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合においてその旨の記載を不要とする等所要の措置を講ずるものでございます。3ページをお開きください。（固定資産税の納税義務者等）第54条、4ページの第5項は、調査を尽くしても所有者が一人も明らかとならない資産について、使用者がいる場合には、使用者を所有者とみなすことができる規定を新設するものでございます。7ページをお開きください。（現所有者の申告）第74条の3は、登記等に所有者として登記等がされている個人が死亡している場合における現所有者に、賦課徴収に必要な事項を申告させることができる規定を新設するものでございます。11ページをお開きください。次に、附則でございます。（肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例）附則第8条第1項は、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の免除特例の適用期限を3年延長するものでございます。12ページをお開きください。（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）は、固定資産税の特例措置の創設や令和元年度末で適用期限を迎えるものについて延長等、所要の措置を講ずることとするものでございます。20ページをお開きください。改正文第2条による改正でございます。令和元年第4号改正条例、第2条のうち、税条例第24条及び附則第1条から第3条の改正規定は、個人住民税の人的非課税措置の見直しに伴い、所要の措置を講ずるものでございます。21ページをお開きください。改正文第3条による改正でございます。平成31年第22号改正条例、附則第2条から第4条の改正規定は、元号の改元対応によるものでございます。以上、新旧対照表を終わりました。改正文の最後から2ページ戻って

いただいたところにある附則をご覧ください。附則第1条では、改正条例の施行期日を令和2年4月1日としております。附則第2条は、町民税に関する経過措置。第3条は固定資産税に関する経過措置を規定しております。以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し議会の承認を求めるものでございます。よろしくお願いたします。

○渡邊町民課長（渡邊庸子） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 渡邊町民課長。

○渡邊町民課長（渡邊庸子） 議案第61号、専決処分の承認を求めることについて、邑南町国民健康保険税条例の一部改正についてご説明申し上げます。この度の改正は、地方税法施行令の一部改正する政令が、令和2年3月31日付けで公布され同年4月1日から施行されることに伴い、地方自治法第179条第1項の規定に基づき3月31日に専決処分により改正したものでございます。それでは、改正内容を新旧対照表に基づいてご説明いたします。新旧対照表をご覧ください。3分の1ページ第2条では、課税額と課税限度額について規定しております。第2項は、基礎課税額についての規定でございます。課税限度額の見直しがなされ、ただし書きで基礎課税額に係る課税限度額を定めておりますが、現行61万円から2万円引き上げ、63万円とするものでございます。次に第4項は、ただし書きで介護納付金課税限度額が現行16万円を1万円引き上げ17万円とするものでございます。続きまして、第23条でございますが、国保税の軽減措置の対象となる世帯の軽減後の課税額についての規定でございます。第2条と同じく、基礎課税額に係る課税限度額を現行61万円から63万円に、次の3分の2ページをご覧ください、介護納付にかかる課税限度額を16万円から17万円に改正するものでございます。同条第2号は、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得についての規定でございます。その算定において被保険者の数に乗すべき金額を現行の28万円から28万5,000円に引き上げるものでございます。また同条第3号は、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得についての規定でございます。その算定において被保険者の数に乗すべき金額を現行51万円から52万円に引き上げるものでございます。続きまして、3分の3ページをご覧ください。附則第10項において、適用とされる租税特別措置法の一部が改正され、低未利用土地等を譲渡した場合、長期譲渡所得の特別控除制度が創設されたため関係条文を追加するものでございます。条例の改正文にお戻りください。附則でございますが、施行期日は令和2年4月1日とし、適用区分は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるとしております。以上、地方自治法第179条第3項の規定により議会へ報告し、承認を求めるものでございます。よろしくお願いたします。

●山中議長（山中康樹） ちょっと、暫時休憩をお願いします。

—— 午後0時5分 休憩 ——

——午後0時5分 休憩——

●山中議長（山中康樹） はい、再開をいたします。

○石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） 議案第62号の提案理由をご説明申し上げます。議案第62号、専決処分の承認を求めることについてでございますが、これは、邑南町青少年旅行村の指定管理者の指定期間の変更を、専決処分したものでございます。詳細につきましては、商工観光課長から、説明させますのでよろしくお願いいたします。

○寺本商工観光課長（寺本英仁） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 寺本商工観光課長。

○寺本商工観光課長（寺本英仁） ええ、議案第62号ええ、専決処分の承認を求めることについて。邑南町青少年旅行村の指定管理者の指定期間の変更についてご説明いたします。指定管理者であるええ、瑞穂リゾートの事業停止に伴いまして、指定管理の期間について平成31年4月1日から令和6年3月31日としておりましたが、平成31年4月1日から令和2年3月31日までに期間の短縮を行いました。以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決、専決処分いたしますの、いたしましたので、同条第3項の規定の規定により、これを議会の、これ、これを報告し、議会の承認を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

○石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） 議案第63号から議案第66号までの提案理由をご説明申し上げます。まず、議案第63号、専決処分の承認を求めることについてでございますが、これは、令和元年度邑南町一般会計補正予算第8号により、歳入歳出それぞれ5,918万円を減額することについて、専決処分したものでございます。次に、議案第64号、専決処分の承認を求めることについてでございますが、これは、令和元年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第6号により、歳入歳出それぞれ1億2,927万5,000円を減額することについて、専決処分したものでございます。次に、議案第65号、専決処分の承認を求めることについてでございますが、これは、令和元年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第

4号により、歳入歳出それぞれ255万円を減額することについて、専決処分したものでございます。次に、議案第66号、専決処分の承認を求めることについてでございますが、これは、令和元年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第4号により、歳入歳出それぞれ195万1,000円を追加することについて、専決処分したものでございます。以上、詳細につきましては、それぞれ、担当課長から説明させますので、よろしく申し上げます。

○白須財務課長（白須寿） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 白須財務課長。

○白須財務課長（白須寿） 議案第63号、専決処分の承認を求めることについて、令和元年度邑南町一般会計補正予算第8号についてご説明申し上げます。予算書の1ページをお開きください。第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ5,918万円を減額し、歳入歳出予算の総額を120億4,961万7,000円としたものでございます。歳入歳出予算補正の款項の区分及び金額につきましては、2ページから5ページの「第1表歳入歳出予算補正」に記載しております。なお、詳細につきましては、後ほど事項別明細書の方でご説明申し上げます。以下、第2条で繰越明許費の補正、第3条で地方債の補正がございます。6ページをお開きください。第2表繰越明許費補正でございます。令和元年度において完了が困難な事業等につきまして、翌年度への予算の繰り越しの追加を行ったものでございます。金額はそれぞれ限度額でございます。繰越明許費の限度額の設定ですが、4事業合計708万円としております。第3表地方債補正でございます。7ページをご覧ください。事業費の確定に伴う限度額の補正となっております。補正後の地方債合計額は13億203万8,000円でございます。次に補正予算の内容を「予算に関する説明書」の事項別明細書で説明させていただきます。「予算に関する説明書」の4ページをお開きください。はじめに、歳入でございます。主なもののみ説明させていただきます。1款町税でございますが、1項町民税から、6ページをお開きください。6ページの5項入湯税までは、収納実績に基づく最終見込額によりそれぞれ追加及び減額をしております。2款地方譲与税、3款利子割交付金、つづいて、8ページをお開きください。8ページの4款配当割交付金から8款環境性能割交付金は交付額の確定でございます。9款地方特例交付金は幼保無償化に係る令和元年度の子ども子育て支援臨時交付金の追加による補正でございます。10款地方交付税は、特別交付税を2,382万7,000円減額としております。減額の理由は、前年より賃貸住宅建設補助事業など移住・定住対策に係る算入額減などで、3月27日に総務省において交付額が決定されたものでございます。10ページをお開きください。11款交通安全対策特別交付金につきましては、交付額の確定による減額でございます。12款分担金及び負担金2項負担金10目教育費負担金は、新型コロナウイルスの影響で小中学校等が臨時休業となったため給食費負担金を減額するものでございます。16ページをお開きください。15款県支出金2項県補助金2目総務費県補助金のうち三江線沿線地域公共交通活性化事業補助金は、島根県からの配分が令和2年3月18日に決定されたものでございます。20ページをお開きください。17款寄附金1項寄附金1目一般寄附金の一般寄附金の追加は、作木駅周辺の旧三江線資産の譲渡に係るJR協力金1,

100万6,000円などがございます。同じく1目一般寄附金のふるさと寄附金は、令和元年度の寄附額が1億6,688万1,000円に確定したため、311万9,000円減額するものがございます。18款繰入金2項基金繰入金のうち1目財政調整基金繰入金は、不足する財源確保ため2,235万6,000円を追加するものがございます。15目ふるさと基金繰入金は、ふるさと基金事業費及びふるさと基金充当事業費の確定によるものがございます。24ページをお開きください。21款町債でございますが、先ほど第3表地方債補正のところでご覧頂いたとおりでございますので説明は省略させていただきます。次に、歳出を説明させていただきます。28ページをお開きください。今回の補正につきましては、主に、国県支出金及び地方債などの対象事業の決算見込みに伴い、財源の更正または事業費の補正を行ったものがございます。主なもののみ説明させていただきます。2款総務費1項総務管理費1目一般管理費の説明欄18ふるさと基金事業費は、事業費の確定に伴い減額をするものがございます。12目生活交通確保対策事業費の25節積立金は、三江線沿線地域公共交通活性化事業補助金及び旧三江線資産の譲渡に係るJR協力金を三江線跡地活用基金へ積立てるものがございます。36ページをお開きください。4款衛生費2項清掃費1目廃棄物処理費は、ごみ処理施設整備事業費の確定により邑智郡総合事務組合負担金を減額するものがございます。44ページをお開きください。9款消防費1項消防費1目常備消防費は、江津邑智消防組合の人件費の減などにより負担金を減額するものがございます。以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し議会の承認を求めものがございます。よろしく願いたします。

○渡邊町民課長（渡邊庸子） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 渡邊町民課長。

○渡邊町民課長（渡邊庸子） 議案第64号から第66号までご説明申し上げます。はじめに議案第64号、専決処分の承認を求めることについて、令和元年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第6号についてご説明申し上げます。予算書の1ページをお開きください。歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ1億2,927万5,000円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ14億9,816万7,000円としたものがございます。詳細につきましては、予算に関する説明書の事項別明細書でご説明申し上げます。4ページをお開きください。はじめに、歳入でございます。4款、国庫支出金、2項の国庫補助金でございますが、8目社会保障・税番号制度システム整備費補助金につきましては、医療保険オンラインシステムの導入に伴う補助金の金額の確定したため、102万4,000円の追加でございます。5款県支出金、2項の県補助金でございますが、2目保険給付費等交付金につきましては、保険給付費等の交付金及び診療所にかかる事業費等の確定に伴い1億2,609万4,000円減額でございます。続きまして、9款繰入金、1項基金繰入金でございますが、224万5,000円の減額、これは歳出額の減額に伴うものがございます。次に、2項の他会計繰入金につきましても、助産費等繰入金歳出の確定により、一般会計からの繰出金が196万円減額するものがございます。次に、歳出でございます。8ページをお開きください。2款保険給付

費、1項の療養諸費でございますが、療養給付費の額が確定したため、1目の一般被保険者療養給付費が8,068万4,000円の減額、2目の退職被保険者等療養給付費は2,249万6,000円減額でございます。同じく2項の高額療養費におきましても給付額の確定のため2,142万2,000円の減額でございます。次に、10ページをお開きください。中ほどの3項助産諸費につきましては、255万4,000円の減額でございます。これは、出産育児一時金として10人分の予算に対し、実績は4人で行いましたので、減額するものでございます。次に、12ページをお開きください。9款諸支出金の3項繰出金は、直営診療所事業特別会計繰出金でございます。特別調整交付金のうち、へき地直営診療所運営費分が211万9,000円減額となりましたので、繰出金を減額しております。国保会計は以上でございます。続きまして、議案第65号、専決処分の承認を求めることについて、令和元年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第4号についてご説明申し上げます。予算書の1ページをお開きください。歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ255万円を減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ1億1,469万7,000円としたものでございます。詳細につきましては、予算に関する説明書の事項別明細書でご説明申し上げます。4ページをお開きください。はじめに歳入でございます。3款使用料及び手数料、1項使用料でございますが、3月に条例公布後発生した矢上診療所医師住宅の3月分使用料として9,000円の追加でございます。5款県支出金1項県補助金でございますが、予定していた医療機器の購入を見合わせたため44万円減額でございます。8款繰入金3項事業勘定繰入金でございますが、国保会計が受ける特別調整交付金が確定したため、これに合わせて国保会計からの繰入金を211万9,000円減額するものでございます。次に、歳出でございます。6ページをお開きください。2款医業費1項医業費でございますが、阿須那診療所で予定していた医療用機器の購入を見合わせたため62万6,000円減額でございます。また、矢上診療所の薬剤費を実績に基づき、192万4,000円減額するものでございます。続きまして、議案第66号、専決処分の承認を求めることについて、令和元年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第4号について、ご説明申し上げます。予算書の1ページをお開きください。歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ195万1,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ3億6,511万円としたものでございます。詳細につきましては、予算に関する説明書の事項別明細書でご説明申し上げます。4ページをお開きください。はじめに、歳入でございます。1款1項後期高齢者医療保険料でございますが、1目特別徴収保険料及び2目普通徴収保険料を合わせて、195万1,000円の追加でございます。次に、6ページをお開きください。歳出でございます。2款後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、保険料等負担金として195万1,000円追加でございます。以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、議会の承認を求めるとでございます。よろしくお願いいたします。

○石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） 議案第67号の提案理由をご説明申し上げます。議案第67号、専決処分の承認を求めることについてでございますが、これは、令和2年度邑南町一般会計補正予算第1号により、歳入歳出それぞれ500万円を追加することについて、専決処分したものでございます。詳細につきましては、財務課長から説明させていただきますので、よろしく申し上げます。

○白須財務課長（白須寿） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 白須財務課長。

○白須財務課長（白須寿） 議案第67号、専決処分の承認を求めることについて、令和2年度邑南町一般会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。予算書の1ページをお開きください。第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を124億5,650万円としたものでございます。歳入歳出予算補正の款項の区分及び金額につきましては、2ページから3ページの「第1表歳入歳出予算補正」に記載しております。3ページの次のページでございます。「予算に関する説明書」の事項別明細書で説明させていただきます。「予算に関する説明書」の4ページをお開きください。はじめに、歳入でございます。18款繰入金2項基金繰入金1目財政調整基金繰入金は、邑南町新型コロナウイルス対策事業の財源とするため500万円追加するものでございます。6ページをご覧ください。歳出でございます。7款商工費1項商工費2目商工業振興費は、邑南町宿泊・飲食業新型コロナウイルス対策事業の補助金を500万円追加するものでございます。以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し議会の承認を求めるものでございます。よろしく申し上げます。

○石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） 議案第68号から議案第70号までの提案理由をご説明申し上げます。まず、議案第68号、邑南町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてでございますが、これは、新型コロナウイルス感染症に係る作業従事者に対し、特殊勤務手当を支給するための改正でございます。次に、議案第69号、邑南町税条例の一部改正についてでございますが、これは、新型コロナウイルス感染症 緊急経済対策における、税制上の特例措置に伴う改正でございます。次に、議案第70号、邑南町国民健康保険条例の一部改正についてでございますが、これは、新型コロナウイルス感染症に対する傷病手当金を支給するための改正でございます。以上、詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明させていただきますので、よろしく申し上げます。

○三上総務課長（三上直樹） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 三上総務課長。

○三上総務課長（三上直樹） 議案第68号、 邑南町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてご説明申を申し上げます。この度の改正は、国の特定大規模災害等に対処するための人事院規則が令和2年3月18日に改正され、令和2年4月21日付けの総務省通知により、地方公共団体の職員においても、新型コロナウイルス感染症対策に従事した職員に対し、防疫等作業手当の特例が適用できるとされた事に伴う改正でございます。改正内容につきましては新旧対照表ご説明を申し上げさせていただきます。新旧対照表をご覧ください。2分の1ページ防疫等作業従事手当、第5条第2項で新型コロナウイルス感染症患者の健康管理、生活支援、搬送等の作業に従事したときに支給するを新設、項すれで新たに3項となった別表に、患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又は長時間にわたり接して行う作業に従事する場合の手当額が日額4,000円、2分の2ページをご覧ください。それ以外の作業に従事する場合の日額3,000円をそれぞれ新設しています。また条例文の附則で、本条例は公布の日から施行し、令和2年4月21日適用するよう規定するものでございます。改正に関する説明は以上でございます。

○白須財務課長（白須寿） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 白須財務課長。

○白須財務課長（白須寿） 議案第69号、邑南町税条例の一部改正についてご説明いたします。新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の特例措置として、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年4月30日に公布されましたが、この規定の内、法律公布の日が施行日となっているものについて改正しようとするものでございます。それでは、新旧対照表に基づいて、改正の要旨をご説明いたします。1ページでございます。附則（読替規定）第10条は、厳しい経営環境にある中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税を、令和3年度に限り軽減する特例措置について規定を整備するものでございます。（附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）附則第10条の2は、18号を新設し生産性向上特別措置法の認定を受け整備した家屋及び構築物の3年間の課税標準額の特例措置を、償却資産と同様0ゼロと定めるものでございます。（軽自動車税の環境性能割の非課税）附則第15条の2は、環境性能割の税率を1%軽減する特例措置の適用となる取得期限を、6か月延長し令和3年3月31日までとするものでございます。（新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続き等）附則第23条は、現行の徴収猶予制度に、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する地方税については、無担保かつ延滞金なしで1年間徴収猶予ができる特例に係る手続き等について規定を整備するものでございます。以上、改正の要旨を説明させていただき、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いたします。

○渡邊町民課長（渡邊庸子） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 渡邊町民課長。

○渡邊町民課長（渡邊庸子） 議案第70号、邑南町国民健康保険条例の一部改正についてご説明申し上げます。この度の改正は、邑南町の国民健康保険加入者で、新型コロナウイルス感染症に感染した場合又発熱等の症状があり感染が疑われ、その療養のために労務に服することができず給与等の支払いが受けられなかった方について、傷病手当金を支給するものでございます。それでは、条例改正文をご覧ください。現行の第9条は削除されておりますので、同条を傷病手当金の支給にかかる規定に改めるものでございます。第1項では、支給要件について、第2項では、傷病手当金の日額の算出方法について、第3項では、支給期間について、次のページをご覧ください。第4項から第7項では傷病手当金の支給調整等について定めるものでございます。附則として、条例の施行日を公布の日からとし、第2項において支給を始める日を令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用するものでございます。以上、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） 議案第71号の提案理由をご説明申し上げます。議案第71号、財産の取得についてでございますが、これは小型動力ポンプ付積載車1台を購入しようとするものでございます。詳細につきましては、総務課長から説明させますので、よろしく申し上げます。

○三上総務課長（三上直樹） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 三上総務課長。

○三上総務課長（三上直樹） 議案第71号、財産の取得についてご説明申し上げます。取得物品は小型動力ポンプ付積載車1台で、取得の目的は、第5高原分団の積載車老朽化に伴う再整備です。取得の方法は指名競争入札で、取得金額1,276万円。取得の相手先は、川本町因原519番地3、株式会社スエヒロ島根営業所所長寺本裕二氏です。なお、4月23日に指名競争入札を行い、同日付けで仮契約を締結しています。財産の取得に関する説明は以上でございます。

○石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） 議案第72号から議案第73号までの提案理由をご説明申し上げます。まず、議案第72号、令和2年度邑南町一般会計補正予算第2号は、歳入歳出それぞれ10億9,830万3,000円を追加するものでございます。次に、議案第73号、令和2年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号は、歳入歳出それぞれ300万円を追加するものでございます。以上、詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明させていただきますので、よろしく申し上げます。

○白須財務課長（白須寿） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 白須財務課長。

○白須財務課長（白須寿） 議案第72号、令和2年度一般会計補正予算第2号についてご説明申し上げます。予算書の1ページをお開きください。第1条の歳入歳出予算の補正でありますが、歳入歳出それぞれ10億9,830万3,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を135億5,480万3,000円とするものでございます。歳入歳出予算補正の款項の区分及び金額につきましては、2ページから3ページの「第1表歳入歳出予算補正」に記載しております。3ページの次のページ、補正予算の内容を「予算に関する説明書」の事項別明細書で説明させていただきます。「予算に関する説明書」の4ページをお開きください。はじめに、歳入でございます。14款国庫支出金2項国庫補助金2目総務費国庫補助金は、特別定額給付金給付事業費補助金が10億4,900万円、その下、給付のための事務費補助金が1,693万5,000円、新型コロナウイルス感染症対応のための地方創生臨時交付金1,000万円の、合計10億7,593万5,000円を追加するものでございます。3目民生費国庫補助金は、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金が1,299万円、その下、給付のための事務費補助金が222万3,000円など、1,521万3,000円を追加するものでございます。18款繰入金2項基金繰入金1目財政調整基金繰入金につきましては、不足する財源確保のため619万1,000円を追加するものでございます。6ページをお開きください。歳出でございます。2款総務費1項総務管理費1目一般管理費のうち、右ページの説明欄をご覧ください。035総務費「新型コロナウイルス」対策費は、業務継続、職場分離等の対策費用として585万1,000円の追加、036特別定額給付金給付事業費は10万円の給付金10億4,900万円と、給付のための事務費1,693万5,000円を追加するものでございます。8ページをご覧ください。3款民生費2項児童福祉費1目児童福祉総務費の、013子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費は、対象児童1人当たり1万円の給付金1,299万円と、給付のための事務費222万8,000円を追加するものでございます。4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費の、017衛生費「新型コロナウイルス」対策費は、備蓄マスクや消毒作業用消耗品等の購入費用として484万6,000円を追加するものでございます。10ページをお開きください。7款商工費1項商工費3目観光費の、0

10いこいの村・霧の湯等管理費は、温泉の湯湯設備故障に伴う霧の湯の増加経費及び収入減少に対する補償金386万1,000円を追加するものでございます。以上、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いたします。

○渡邊町民課長（渡邊庸子） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 渡邊町民課長。

○渡邊町民課長（渡邊庸子） 議案第73号、令和2年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号について、ご説明申し上げます。予算書の1ページをお開きください。歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ300万円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ14億4,700万円とするものでございます。詳細につきましては、予算に関する説明書の事項別明細書でご説明申し上げます。4ページをお開きください。はじめに、歳入でございます。この度の補正は、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第2弾において、国民健康保険の被保険者に、傷病手当金を支給する場合、財政支援を行うとされたことを受け関連予算を追加するものでございます。5款県支出金、2項、県補助金でございますが、2目保険給付費等交付金の特別調整交付金として300万円の追加でございます。次に、6ページをお開きください。歳出でございます。2款保険給付費6項傷病手当金でございますが、支給する傷病手当金を300万円追加するものでございます。以上、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

●山中議長（山中康樹） 以上で、提出者の説明は終了いたしました。

~~~~~○~~~~~

●山中議長（山中康樹） これより、質疑に入ります。議案第58号に対する質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、議案第58号の質疑を終わります。続きまして、議案第59号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、議案第59号の質疑を終わります。続きまして、議案第60号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようですので、議案第60号の質疑を終わります。続きまして、議案第61号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようですので、議案第61号の質疑を終わります。続きまして、議案第62号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようですので、議案第62号の質疑を終わります。続きまして、議案第63号から議案第66号に対する質疑に入ります。質疑の際は、あらかじめページ数を示して、これを行っていただきますようお願いいたします。はじめに、議案第63号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようですので、議案第63号の質疑を終わります。続きまして、議案第64号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようですので、議案第64号の質疑を終わります。続きまして、議案第65号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようですので、議案第65号の質疑を終わります。続きまして、議案第66号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようですので、議案第66号の質疑を終わります。続きまして、議案第67号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようですので、議案第67号の質疑を終わります。続きまして、議案第68号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようですので、議案第68号の質疑を終わります。続きまして、議案第69号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようですので、議案第69号の質疑を終わります。続きまして、議案第70号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようですので、議案第70号の質疑を終わります。続きまして、議案第71号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようですので、議案第71号の質疑を終わります。続きまして、議案第72号及び議案第73号に対する質疑に入ります。質疑の際は、あらかじめページ数を示して、これを行っていただきますようお願いいたします。はじめに、議案第72号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようですので、議案第72号の質疑を終わります。続きまして、議案第73号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようですので、議案第73号の質疑を終わります。以上で、議案第58号から議案第73号までの質疑は、すべて終了いたしました。

~~~~~○~~~~~

●山中議長(山中康樹) これより、討論、採決に入ります。はじめに、議案第58号に対する討論に入ります。討論は、反対討論から始め、賛成討論、反対討論と交互に行います。はじめに、反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第58号に賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長(山中康樹) はい、全員賛成。

●山中議長(山中康樹) 全員賛成。したがって議案第58号、専決処分の承認を求めることにつきましては、原案のとおり承認することに決定をいたしました。

●山中議長(山中康樹) 続きまして、議案第59号に対する討論に入ります。反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第59号に賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長(山中康樹) はい、全員賛成。

●山中議長(山中康樹) 全員賛成。したがって議案第59号、専決処分の承認を求めることにつきましては、原案のとおり承認することに決定をいたしました。

●山中議長(山中康樹) 続きまして、議案第60号に対する討論に入ります。反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第60号に賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長(山中康樹) はい、全員賛成。

●山中議長（山中康樹） 全員賛成。したがって議案第60号、専決処分の承認を求めることにつきましては、原案のとおり承認することに決定をいたしました。

●山中議長（山中康樹） 続きまして、議案第61号に対する討論に入ります。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第61号に賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長（山中康樹） はい、全員賛成。

●山中議長（山中康樹） 全員賛成。したがって議案第61号、専決処分の承認を求めることにつきましては、原案のとおり承認することに決定をいたしました。

●山中議長（山中康樹） 続きまして、議案第62号に対する討論に入ります。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第62号に賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長（山中康樹） はい、全員賛成。

●山中議長（山中康樹） 全員賛成。したがって議案第62号、専決処分の承認を求めることにつきましては、原案のとおり承認することに決定をいたしました。

●山中議長（山中康樹） 続きまして、議案第63号に対する討論に入ります。反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第63号に賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長(山中康樹) はい、全員賛成。

●山中議長(山中康樹) 全員賛成。したがって議案第63号、専決処分の承認を求めることにつきましては、原案のとおり承認することに決定をいたしました。

●山中議長(山中康樹) 続きまして、議案第64号に対する討論に入ります。反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第64号に賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長(山中康樹) はい、全員賛成。

●山中議長(山中康樹) 全員賛成。したがって議案第64号、専決処分の承認を求めることにつきましては、原案のとおり承認することに決定をいたしました。

●山中議長(山中康樹) 続きまして、議案第65号に対する討論に入ります。反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長（山中康樹） 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第65号に賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長（山中康樹） はい、全員賛成。

●山中議長（山中康樹） 全員賛成。したがって議案第65号、専決処分の承認を求めることにつきましては、原案のとおり承認することに決定をいたしました。

●山中議長（山中康樹） 続きまして、議案第66号に対する討論に入ります。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第66号に賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長（山中康樹） はい、全員賛成。

●山中議長（山中康樹） 全員賛成。したがって議案第66号、専決処分の承認を求めることにつきましては、原案のとおり承認することに決定をいたしました。

●山中議長（山中康樹） 続きまして、議案第67号に対する討論に入ります。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第67号に賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長（山中康樹） はい、全員賛成。

●山中議長（山中康樹） 全員賛成。したがって議案第67号、専決処分の承認を求めることにつきましては、原案のとおり承認することに決定をいたしました。

●山中議長（山中康樹） 続きまして、議案第68号に対する討論を行います。はじめに、反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので討論を終わり、これより採決に入ります。議案第68号に賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長（山中康樹） はい、全員賛成。

●山中議長（山中康樹） 全員賛成。したがって、議案第68号邑南町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●山中議長（山中康樹） 続きまして、議案第69号に対する討論を行います。はじめに、反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので討論を終わり、これより採決に入ります。議案第69号に賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長（山中康樹） はい、全員賛成。

●山中議長（山中康樹） 全員賛成。したがって、議案第69号邑南町税条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●山中議長（山中康樹） 続きまして、議案第70号に対する討論を行います。はじめに、反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので討論を終わり、これより採決に入ります。議案第70号に賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長（山中康樹） はい、全員賛成。

●山中議長（山中康樹） 全員賛成。したがって、議案第70号邑南町国民健康保険条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●山中議長（山中康樹） 続きまして、議案第71号に対する討論を行います。はじめに、反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので討論を終わり、これより採決に入ります。議案第71号に賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長（山中康樹） はい、全員賛成。

●山中議長（山中康樹） 全員賛成。したがって、議案第71号財産の取得につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●山中議長（山中康樹） 続きまして、議案第72号に対する討論を行います。はじめに、反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので討論を終わり、これより採決に入ります。議案第72号に賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長（山中康樹） はい、全員賛成。

●山中議長（山中康樹） 全員賛成。したがって、議案第72号令和2年度邑南町一般会計補正予算第2号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●山中議長（山中康樹） 続きまして、議案第73号に対する討論を行います。はじめに、反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので討論を終わり、これより採決に入ります。議案第73号に賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長（山中康樹） はい、全員賛成。

●山中議長（山中康樹） 全員賛成。したがって、議案第73号令和2年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

閉会宣告

●山中議長（山中康樹） 以上で、本臨時会に付議されました案件は全て議了いたしました。お諮りをいたします。本臨時会に付議されました案件は全て議了いたしましたので、以上をもって閉会といたしたいと思っております。これにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会は本日をもって閉会することに決定をいたしました。これをもちまして、令和2年第3回邑南町議会臨時会を閉会といたします。お疲れ様でございました。

— 午後0時58分 閉会 —

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員